

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年6月30日（令和7年（行個）諮問第176号）

答申日：令和8年4月3日（令和8年度（行個）答申第13号）

事件名：本人が代理人として行った申請に係る働き方改革推進支援助成金処理
台帳の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年2月13日付け東労発総個開第6-1902号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書及び資料については、同人が、諮問庁の閲覧に供することは適当ではないとしていることから、記載しない。

開示対象になる保有個人情報は法78条1項2号には該当しない。対象となる特定の法人について、虚偽の記載がされていることから、当該法人は開示することを承諾しており、同項3号イには該当しない。同項7号柱書きに該当するとしているが、法は開示を原則としており、同項7号柱書きを主張するのであれば、具体的な事項を示すべきである。また、開示している箇所と同項7号柱書きの整合性は全くとれておらず、国民を愚弄していると言わざるをえない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年12月15日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求をした。

(2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人は、これ

を不服として、令和7年3月30日付け（同年4月1日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について（略）

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号について

本件対象保有個人情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、かつ、同号ただし書イからハに該当しない人物であることから法78条1項2号に該当する。

イ 法78条1項3号イについて

本件対象保有個人情報には特定の法人に関する情報が含まれており、その情報が開示されることによってその法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条1項3号イに該当する。

ウ 法78条1項7号柱書きについて

本件対象保有個人情報には、国の機関が行う事務又は事業に関する情報が含まれており、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条1項7号柱書きに該当する。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示対象に係る保有個人情報は法78条1項2号には該当しない。対象となる特定の法人について、虚偽の記載がされていることから、当該法人は開示することを承諾しており、法78条1項3号イに該当しない。同項7号柱書きに該当するとしているが、個人情報保護法は開示を原則としており、同項7号柱書きを主張するのであれば、具体的な事項を示すべきである。また、開示している箇所と同項7号柱書きの整合性は全くとれておらず、国民を愚弄していると言わざるをえない。」と主張しているが、本件に係る不開示条項該当性については、上記(2)のとおりであるため、審査請求人の主張は本件開示請求の開示・不開示の結論に影響を与えるものではない。

4 結論

よって、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和7年6月30日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年7月14日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月15日 審議
- ⑤ 令和8年3月11日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

ア 通番1及び通番2の4欄に掲げる部分

当該部分は、働き方改革推進支援助成金（以下「助成金」という。）の申請者側担当者として記載された審査請求人の職氏名及び電話番号並びに助成金の申請日であるにすぎない。また、当該部分には、法78条1項2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

当該部分は、これを開示しても、助成金について審査請求人がその代理人として申請をした特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働局の行う助成金の申請に対する審査等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番3、通番5ないし通番7、通番9、通番10、通番12、通番13、通番18、通番23、通番25、通番27ないし通番29及び通番31の4欄に掲げる部分

当該部分は、審査請求人と東京労働局の助成金担当者（以下「担当者」という。）との間の助成金申請に係る確認、依頼、応答等やり取りの内容、審査請求人が送付し担当者が受領した関係書類の名称若しくはその記載内容、又は審査請求人が了知している事実関係の記載であるにすぎない。また、当該部分には、法78条1項2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法78条1

項2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の4欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法78条1項2号該当性について

通番4、通番8、通番11、通番15、通番20、通番26及び通番33の不開示部分は、東京労働局の特定の非常勤職員の氏名であり、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)により、各行政機関は、その所属する職員(補助的業務に従事する職員を除く。)の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示するものとされているが、本件の関連答申(令和5年度(行情)答申第431号及び令和7年度(行情)答申第174号)において、これら非常勤職員の氏名については、「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当するので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条1号ただし書イないしハのいずれにも該当せず不開示としたことは妥当であると判断済みである。

本件については、上記関連答申と異なる判断をすべき新たな事実が判明するなどの特段の事情は認められないので、これら非常勤職員の氏名については、法78条1項2号ただし書イないしハのいずれにも該当するとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 法78条1項2号、3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番7、通番9、通番18、通番19、通番21ないし通番25、通番27、通番28(2欄a)及び通番29ないし通番32の不開示部分(別表の4欄に掲げる部分を除く。)

当該部分には、助成金申請に関して提出された各種書類を基に担当者が確認、評価、検討等を行った具体的・詳細な内容及び担当部署における助成金の申請に対する事務処理の方法等が記載されている。

当該部分は、これを開示すると、労働局の行う助成金の申請に対する審査等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、同項2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 通番 1 4、通番 1 6、通番 1 7 及び通番 2 8 (2 欄 b) の不開示部分

当該部分には、助成金申請の審査過程において、(i) 特定事業場の関係者である特定の個人と担当者の間で行われた、当該事業場側が助成を希望する具体的な機器類、ライセンス料やシステム等に係る詳細な質疑応答の内容(助成金の交付・不交付に関するやりとりを含む。)及び当該個人の氏名、(ii) 審査請求人と担当者の間で行われた、審査請求人が代理人として助成金の申請をした特定事業場の体制に関する内部管理情報が記載されているものと認められる。

当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 3 号イに該当し、同項 2 号及び 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 7 8 条 1 項 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表の 4 欄に掲げる部分を除く部分は、同項 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

(本件対象保有個人情報記録された文書)

私が、令和3年特定月日に代理人として申請した「働き方改革推進支援助成金交付申請書」について、東京労働局特定部の担当者と私がやり取りした記録（働き方改革推進支援助成金処理台帳（R3ー特定番号）（事業場名称：特定事業場 事業場所在地：特定住所 コース名：特定コース）

別表

1 頁番号及び欄名		2 不開示部分		3 通番	4 2欄のうち開示すべき部分
		該当部分	法78条1項該当性		
1	「申請者側担当者:」欄	全て	2号、3号イ、7号柱書き	1	全て
	「申請日」欄	全て	2号	2	全て
	「処理経過」欄	1行目9文字目ないし14文字目、2行目ないし最終行		3	全て
	「担当者」欄	全て	4	—	
2	「処理経過」欄	上から1枠目全て	2号、3号イ、7号柱書き	5	全て
		上から2枠目1行目6文字目ないし8文字目、2行目ないし最終行		6	全て
		上から3枠目2行目ないし最終行		7	2行目、5行目
	「担当者」欄	上から2枠目及び3枠目全て	2号	8	—
3	「処理経過」欄	上から1枠目全て	2号、3号イ、7号柱書き	9	9行目、21行目
		上から2枠目1行目9文字目ないし14文字目、2行目ないし最終行		10	全て
	「担当者」欄	上から2枠目全て	2号	11	—
4	「処理経過」欄	全て	2号、3号イ、7号柱書き	12	全て
5	「処理経過」欄	上から1枠目全て	2号、3号イ、7号柱書き	13	全て
		上から2枠目1行目5文字目ないし7文字目、4行目ないし7行目、9行目ないし20行目、22行目ないし27行目、最終行		14	—
	「担当者」欄	上から2枠目全て	2号	15	—
6	「処理経過」欄	1行目ないし11行目、13行目ないし30行	2号、3号	16	—

		目、3 1 行目 2 2 文字目 ないし 3 2 行目 2 文字 目、3 3 行目ないし 3 9 行目、4 1 行目ないし最 終行	イ、7 号柱書 き		
7	「処理経 過」欄	上から 1 枠目全て	イ、7 号柱書 き	1 7	—
		上から 2 枠目 1 行目 6 文 字目ないし 8 文字目、2 行目ないし最終行		1 8	1 行目 6 文字目ない し 8 文字目、2 行 目、3 行目、6 行 目、1 9 行目、2 5 行目
		上から 3 枠目 2 行目		1 9	—
	「担 当 者」欄	上から 2 枠目全て	2 号	2 0	—
8	「処理経 過」欄	全て	2 号、 3 号	2 1	—
9	「処理経 過」欄	上から 1 枠目全て	イ、7 号柱書 き	2 2	—
		上から 2 枠目全て		2 3	1 行目 1 文字目ない し 1 6 文字目
		上から 3 枠目全て		2 4	—
		上から 4 枠目全て		2 5	1 行目ないし 1 1 行 目、1 5 行目ないし 最終行
	「担 当 者」欄	上から 2 枠目 2 行目ない し最終行、同 3 枠目及び 4 枠目全て	2 号	2 6	—
1 0	「処理経 過」欄	上から 1 枠目全て	2 号、 3 号 イ、7 号柱書 き	2 7	1 行目ないし 6 行目
		a 上から 2 枠目全て (bを除く。) b 1 1 行目ないし 1 6 行目		2 8	2 2 行目 3 文字目ない し最終文字、2 8 行目
1 1	「処理経 過」欄	全て		2 9	1 7 行目ないし 2 0 行目、3 1 行目、3 2 行目
1 2	「処理経 過」欄	上から 1 枠目全て	イ、7 号柱書 き	3 0	—
		上から 2 枠目 1 行目 6 文 字目ないし 8 文字目、2 行目ないし最終行		3 1	1 行目 6 文字目ない し 8 文字目、2 行目 ないし 1 0 行目
		上から 3 枠目全て		3 2	—
	「担 当 者」欄	上から 1 枠目及び 2 枠目 全て	2 号	3 3	—

(注) 当表は、理由説明書及びインカメラ文書に基づき、当審査会事務局において作成した。